# 地中熱利用システム設置費補助金

# 概要

成田市では、省エネルギー設備の普及促進・環境への負荷低減・地球温暖化の防止等環境の保全のため、住宅に地中熱利用システムを設置した市民に、予算の範囲内において補助を実施しています。

## 申請期間

令和7年3月末まで

## 補助金額(令和6年度申請)

上限額:10万円

【補助金額の計算式】

補助金額=設備の購入費+設備の工事費-消費税と地方消費税-国等からの補助金 上の計算により補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金額とします。 設備の購入費・設置工事費については、地中熱利用システムを設置するために最低限必要となる費用となります。(補助対象経費に含めることができるのは設備設置で必要となった費用のみになります) 同種の省エネルギー設備について1世帯につき1回限り、かつ、1電灯契約につき1回の交付となります。

## 対象者

自分が住む市内の住宅(店舗等と併用可)に未使用品の地中熱利用システムを設置した個人、または未使用品の地中熱利用システムが設置された市内の住宅を購入した個人で、次のいずれにも当てはまる方

- ■上記住宅の所在地に住民登録していること
- ■市税を滞納していないこと
- ■住宅を自分が所有していない場合(賃貸、他の家族名義など)は、所有者の設置の承諾を受けていること
- ■令和7年3月20日までに工事請負契約又は住宅の売買契約を締結し,かつ,設置を完了していること
- ■設備を設置した日又は設備が設置された住宅を購入した日の翌日から起算して2年以内であること

#### 対象となる地中熱利用システム

- ■冷熱を含む地中の熱を熱源として空調等に利用するシステムで、地中に埋設した地中熱交換器を使用するもの
- ■エネルギー消費効率が3.0以上であること
- ■地中熱交換器の地上からの埋設深さが4メートル以上あること

※エネルギー消費効率とは、次のいずれかの数値をいいます。(エネルギー消費効率が異なる条件で算出されている場合は、市の定める条件で算出していただく必要があります。)

- ・採熱戻り温度30度で冷水往き温度7度の条件における当該システムの冷却能力を、消費電力で除して得た数値と、採熱戻り温度5度で温水往き温度35度の条件における加熱能力を、消費電力で除して得た数値の平均値
- ・当該システムの最大冷却能力を、当該システムの最大消費電力で除して得た数値と、最大加熱能力を当該システムの最大消費電力で除して得た数値の平均値

# 申請方法等

## 受付窓口

市役所5階環境計画課

#### 申請方法

地中熱利用システムを設置後、または地中熱利用システムが設置された住宅を購入後、受付窓口に次の申請書類を提出してください。(郵送による提出可)

下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「✔」を入れてください。

## 申請書

1	申請者の欄に住所・電話番号の記入。記名押印又は本人の署名があるか。			
2	申請金額に誤りはないか。(上限10万円)			
3	購入及び設置工事費用の税抜価格が正しく記載されているか。			
4	【同時に複数の機器を申請する場合】 申請金額は、申請する機器すべてを足した金額になっているか。			
5	同意の署名欄に署名があるか。(署名が無い場合、「住民票」と「市税の納税状況を確認する書類」の提出が必要になります。)			
6	6 提出日が、地中熱利用システムを設置した日の翌日から2年以内であるか。			

## 地中熱利用システムの仕様が確認できる書類の写し 例:保証書、出荷証明書など

- ・地中熱利用システムの、型式名、製造者、エネルギー消費効率、冷却能力、加熱能力、消費電力などの記載があり、未使用品であることがわかるもの。(型式からわかる情報は記載なしでも可)
- ・ヒートポンプやファンなど、同時に導入しているものがわかるもの。
- ・パンフレットなど一般的なものではなく、申請者の氏名などが記載されたもの。

1	型式名、製造者の記載があるか。	
2	申請者の氏名、住所、日付、販売者などが記載されているか。	

## 地中熱利用システムが設置されていることがわかる図面の写し

- ・地中熱交換器が設置されていることがわかるもの
- ・地中熱交換器の埋設深さの記載があるもの
- ・仕様等が契約書などで確認できる場合には、契約書などで兼ねることができます。

1	申請者の氏名や住所などの記載があるか。	

## 地中熱利用システムの設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書または住宅の売買契約書の写し

- ・地中熱利用システムの設置に係る契約書であることが明確なもの。
- ・新築工事や建売の契約などで、そのほかの経費との合計のみが記載されていて、地中熱利用システムの設置経費について明確でない場合には、追加で内訳書などの提出が必要となります。
- ・そのほか、契約者の名義は申請する方と同一であるなど、申請内容や市が定めている条件と整合している ことが必要です。

1	契約者は申請者と同一であるか。	
2	地中熱利用システムの設置に係る経費が確認できるか。(住宅や他の設備と合算した金額のみが記載されている場合は、追加で内訳書などの提出が必要となります。)	
3	着工予定日が確認できるか。	

## 地中熱利用システムの設置に係る支払を証する書類の写し(領収書等)

- ・地中熱利用システムの設置に係る支払を証する書類であること、及び支払金額について明確なもの。
- ・新築工事や建売の契約などで、そのほかの経費との合計金額のみが記載されていて、地中熱利用システムの設置に係る支払金額について明記されていない場合には、追加で内訳書などの提出が必要となります。
- ・そのほか、宛名は申請する方と同一であるなど、申請内容や市が定めている条件と整合していることが必要です。 (通帳の写しや振り込み明細書は不可)
- 1 宛名は申請者と同一であるか。(連名の場合は、共有者から市補助金の申請に関する承諾を受けている書類が必要となります。)

  2 地中熱利用システムの設置に係る経費が確認できるか。(住宅や他の設備と合算した金額のみが記載されている場合は、追加で内訳書などの提出が必要となります。)

  3 契約書に記載されている金額と整合性が取れているか。

### 地中熱利用システムの設置状況が確認できるカラー写真

①建物全体を写したもの

- ②・ヒートポンプ全体を写したもの(ヒートポンプ式設備の場合)
  - ・ファンや噴出口などを写したもの(空気循環式設備の場合)
- ③設備の型式を写したもの
- 1 ③について、文字が読めるように写してあるか 2 白黒写真ではないか。

## 住民票の写し

担当職員が公簿等により確認することに申請書内で同意される場合、提出が不要となります。(申請書内に同意の署名欄があります。)

1 提出する場合、発行から3ヶ月以内であるか。

## 市税の納税状況を確認できる書類

担当職員が公簿等により確認することに申請書内で同意される場合、提出が不要となります。(申請書内に同意の署名欄があります。)過去にさかのぼって確認できる全ての期間で、市に納める全ての税目が対象です。

1 提出する場合、発行から3ヶ月以内であるか。

### 住宅を自分が所有していないまたは、共有者がいる場合には設置の承諾を受けている書類

1		所有者・共有者と申請者の氏名・住所が記載されているか。	
	2	所有者・共有者が申請者の設置を承諾している文言が明記されているか。	
	3	所有者・共有者本人が署名しているか。	

#### 地中熱利用システムの共有者がいる場合には、共有者から市補助金の申請に関する承諾を受けている書類

1	設備の共有者と設置者の氏名・住所が記載されているか。	
2	設備の共有者が申請者の申請を承諾している文言が明記されているか。	
3	設備共有者本人が署名しているか。	

## 国等からの補助金が確定した旨を確認できる書類の写し(国等からの補助金の交付を受けている場合)

1 国等から発行される確定通知書か。(確定通知書が間に合わない場合はご相談ください)

#### 第3号様式 請求書

1	・申請書と同じ印鑑で押印をしているか。	(申請書に記名押印している場合)	
_	・申請者本人が署名しているか。	(申請書に署名している場合)	
2	2 請求者の情報、振込先が記載されているか。		
3	口座の名義は申請者本人のものであるか		

## その他

1 申請書・請求書以外の提出書類は原本ではないか。(申請書類はお返しできません。)

#### 交付の決定

申請を受け付けた順に書類審査のうえ、申請された方に交付決定通知書、または却下通知書をお送りします。

## 補助金の交付

交付決定通知書が届いた方は、同封の請求書に必要事項を記入のうえ提出してください。ご指定の口座にお振り込みします。

#### そのほか

そのほか、くわしくは市ホームページまたは成田市環境計画課へ

ホームページ:https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page111200.html

成田市環境部環境計画課 〒286-8585 成田市花崎町760番地

電話番号:0476-20-1533 FAX番号:0476-22-4449

メールアドレス:kankei@city.narita.chiba.jp